

令和元年度第1回長野県契約審議会次第

日時 令和元年（2019年）6月6日（木）

13時30分から16時まで

場所 長野合同庁舎本館5階 501～503号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 建設工事における失格基準の見直し 【取組番号 16】

ウ 建設工事におけるWTO案件の低入札価格調査基準の見直し

エ 建設工事における総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行 【取組番号 62】

(2) 報告事項

ア 入札参加資格の登録等の状況 【取組番号 20 等】

(ア) 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」の状況

(イ) 建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況

(ウ) 森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況

イ 今年度審議予定項目

4 その他

5 閉 会

資料一覧表

審議事項

- ア 前回審議会の主な意見 ・ ・ 資料1 (P 1)
- イ 建設工事における失格基準の見直し ・ ・ 資料2 (P 2)
- ウ 建設工事におけるW T O案件の低入札価格調査基準の見直し ・ ・ 資料3 (P 6)
- エ 建設工事における総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行 ・ ・ 資料4 (P 7)

報告事項

- ア 入札参加資格の登録等の状況
 - (ア) 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」の状況 ・ ・ 資料5-1 (P 8)
 - (イ) 建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況 ・ ・ 資料5-2 (P 9)
 - (ウ) 森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況 ・ ・ 資料5-3 (P 10)
- イ 今年度審議予定項目 ・ ・ 資料6 (P 11)

令和元年度第1回審議会（6月6日（木）開催）

長野県契約審議会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	経 歴 ・ 役 職 等	備 考
うす 井 みつ あき 碓 井 光 明	東京大学名誉教授	出 席
おお くぼ く み こ 大 窪 久美子	信州大学農学部教授	出 席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出 席
お ざわ よし のり 小 澤 吉 則	一般財団法人長野経済研究所理事・調査部長	出 席
くら たに しん いち 藏 谷 伸 一	一般社団法人長野県建設業協会顧問	出 席
にし むら なお こ 西 村 直 子	信州大学経法学部教授	出 席
の もと ひろ ゆき 野 本 博 之	公認会計士	出 席
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	税理士	出 席
やなぎ さわ しゅう じ 柳 澤 修 嗣	弁護士	出 席
ゆ もと のり まさ 湯 本 憲 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出 席
よし の よう いち 吉 野 洋 一	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	出 席
わた なべ ひさみ 渡 辺 ひさみ	中小企業診断士	

（11名出席予定）

（任期3年、平成29年9月1日から令和2年8月31日まで）

前回審議会の主な意見 [平成30年度第4回審議会(2月8日)]

資料1

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
建設工事における内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札の見直し	35	吉野委員	今回、内訳書等の提出及び下請要件を付する対象を県外企業のみ絞った理由は何か。	本制度は、県内企業が受注する場合の下請負人の保護と、県外企業が入札に参加する場合の県内企業の受注機会の確保の2つを目的としたものです。このうち、県内企業が受注する場合の下請負人の保護については、制度導入当時よりも落札率が上がり元請企業の経営環境が改善されてきたこと、建設業法令順守ガイドラインの制定に伴い適切な元請下請契約が行われていること、受発注者間で行う元下契約を含む施工体制の協議手法が定着してきたこと等を踏まえ制度を見直しを行うこととし、県外企業が入札に参加する案件の中には、県内企業への受注機会の確保を図るために「県内下請負比率」を入札の要件とする案件があるため、その部分の改正は行わないこととしました。
		堀越委員	この見直しを実施された場合は、下請負人の保護について補填されるということでしょうか。	引き続き、元請負人と下請負人が適正な見積りのもとに契約が行われているかを確認してまいります。
		柳澤委員	一定規模以上の工事について内訳書等の提出義務を廃止しても、下請負人の保護に問題はないか。	上記と同様です。
		渡辺委員	県外企業が技術的な問題で県内の下請けを活用することができない場合で、県内下請比率が一定以下の場合、どのように対応するのか。	「県内下請負比率」を設定する際は、県内企業が施工できない工種については除くこととしています。
週休2日工事における労務費等の補正	—	堀越委員	今回の補正に関して、実際に現場において経費補填ができるかという問題や、そういった経費補填が2次・3次の下請けまで流れていくのか明確でないという問題があると思うので、「見える化」するような工夫をお願いしたい。	週休2日工事の取組について、引き続き、業界への周知と協力をお願いを、機会を捉えて行ってまいります。
建設工事等における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の実施状況	3	湯本委員	くじ引きによる落札者決定の常態化を改善するための取組であるところ、ある発注機関では落札件数が多いにもかかわらずくじ引き発生率が100%となっていることについて、どのように考えているか。	くじ引き発生率が高い発注機関においては、選択制の評価項目が「本店の所在地」と「技術者の専任配置」の2項目となっており、応札者の多くが加点されることから結果的に差がつかず、くじ引きとなっている状況です。 加点項目について案件ごとに幅を持たせるよう、発注機関にお願いしているところであり、今後の加点状況と入札状況を注視し、効果の検証と改善に向けた検討を進めてまいります。
建設工事における低入札価格調査の実施状況	16	藏谷委員	低入札価格調査の実施目的がダンピング受注の防止であるならば、調査対象件数のうち辞退者数が1割に止まり、残る9割の方がそのまま受注している現状を踏まえると、調査対象となった場合の制約をもう少し厳しくしてもよいと思うので、検討願いたい。	引き続き、低入札価格調査の実施状況を注視するとともに、必要に応じて改善を図ってまいります。
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画	—	吉野委員	施策7(2)の建設キャリアアップシステムの活用推進について、長野県ではどのような取組を行っているか。	講習会等の場を通じて普及促進を図ってまいります。また、登録した情報の活用についても検討してまいります。
		碓井会長	労働局などの行政や民間と特に連携し、強力に押し進めていただきたい。	本計画は、長野県建設工事従事者安全健康確保推進会議の構成員((一社)長野県建設業協会、長野県建設労働組合連合会、厚生労働省長野労働局、国土交通省関東地方整備局)等と連携して推進してまいります。

注 網かけ部分は、前回審議会で説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

建設工事における失格基準の見直し

1 現状と課題

【取組番号 16】

- (1) 県では、入札価格が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準である「失格基準」を設定し、この基準を下回った者の入札は無効としている。
- (2) 平成 31 年 3 月 29 日付けで、総務省及び国土交通省から、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）における調査基準価格の設定範囲の上限を 10 分の 9 から 10 分の 9.2 に引き上げる等の見直しを行ったので、各地方公共団体も算定方式の改定等により適切に見直すよう要請します。」と通知された。

2 見直し内容

中央公契連モデルの見直し内容との整合を図るとともに、建設産業を取り巻く環境等を踏まえ、失格基準の見直しを行う。

【現行】

100万円 ～WTO未満	予定価格の87.5～92.5%の変動制
-----------------	---------------------



【見直し】

100万円 ～WTO未満	予定価格の89.5～94.5%の変動制
-----------------	---------------------

- (1) 上限値は、中央公契連モデルの計算式に「労働賃金の適正な水準の確保」と「企業の適正な利潤の確保」の要素を加味し、その計算式から算出される失格基準と県が発注する工事の規模を勘案して設定する。
- (2) 下限値は、現行と同様に、上限値から 5 % 低く設定する。

3 効果

- (1) 品質低下の防止
- (2) 企業の適切な利潤の確保による適正な労働賃金の支払い、担い手の確保・育成等

4 実施時期

令和元年 8 月の公告案件から適用

失格基準の上下限値の設定方法について

○上限値

従前(H27見直し)

予定価格 × 92.5%
以下の式に標準的な設計額をあてはめ算定
【計算式】
・直接工事費 × 100%
・共通仮設費 × 90.0%
・現場管理費 × 80.0%
・一般管理費 × 75.0%
上記の合計額 × 1.08

今回見直し

予定価格 × 94.5%
以下の式に標準的な設計額をあてはめ算定
【計算式(従前の県の計算式を改定)】
・直接工事費 × 100%
・共通仮設費 × 90.0%
・ 現場管理費 × 90.0%
・一般管理費 × 75.0%
上記の合計額 × 1.08



- 現場管理費の係数は、最新の中央公契連モデルの係数と同一とする。(今回見直し)
- 直接工事費の係数は、労働賃金の適正な水準の確保を図るため100%としている。(H27見直し)
- 一般管理費の係数は、企業の適正な利潤の確保を図るため75%としている。(H27見直し)

○下限値

従前(H27見直し)

予定価格 × 87.5%
以下の式に標準的な設計額をあてはめ算定
【計算式】
・直接工事費 × 95.0%
・共通仮設費 × 90.0%
・現場管理費 × 80.0%
・一般管理費 × 55.0%
上記の合計額 × 1.08

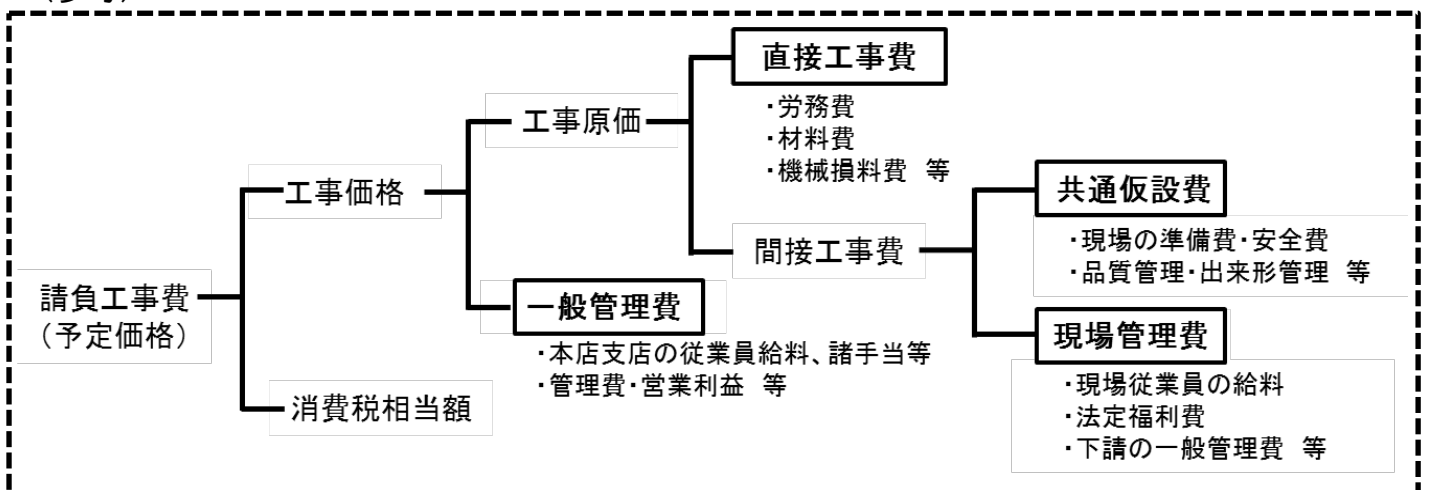
今回見直し

予定価格 × 89.5%
以下の式に標準的な設計額をあてはめ算定
【計算式(国の基準を準拠)】
・ 直接工事費 × 97.0%
・共通仮設費 × 90.0%
・ 現場管理費 × 90.0%
・一般管理費 × 55.0%
上記の合計額 × 1.08



- 直接工事費、現場管理費の係数は、最新の中央公契連モデルの係数と同一とする。(今回見直し)

(参考)



参考

建設産業の役割

地域のインフラ整備や維持管理の担い手であると同時に、地域経済や雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全・安心を担う地域の守り手

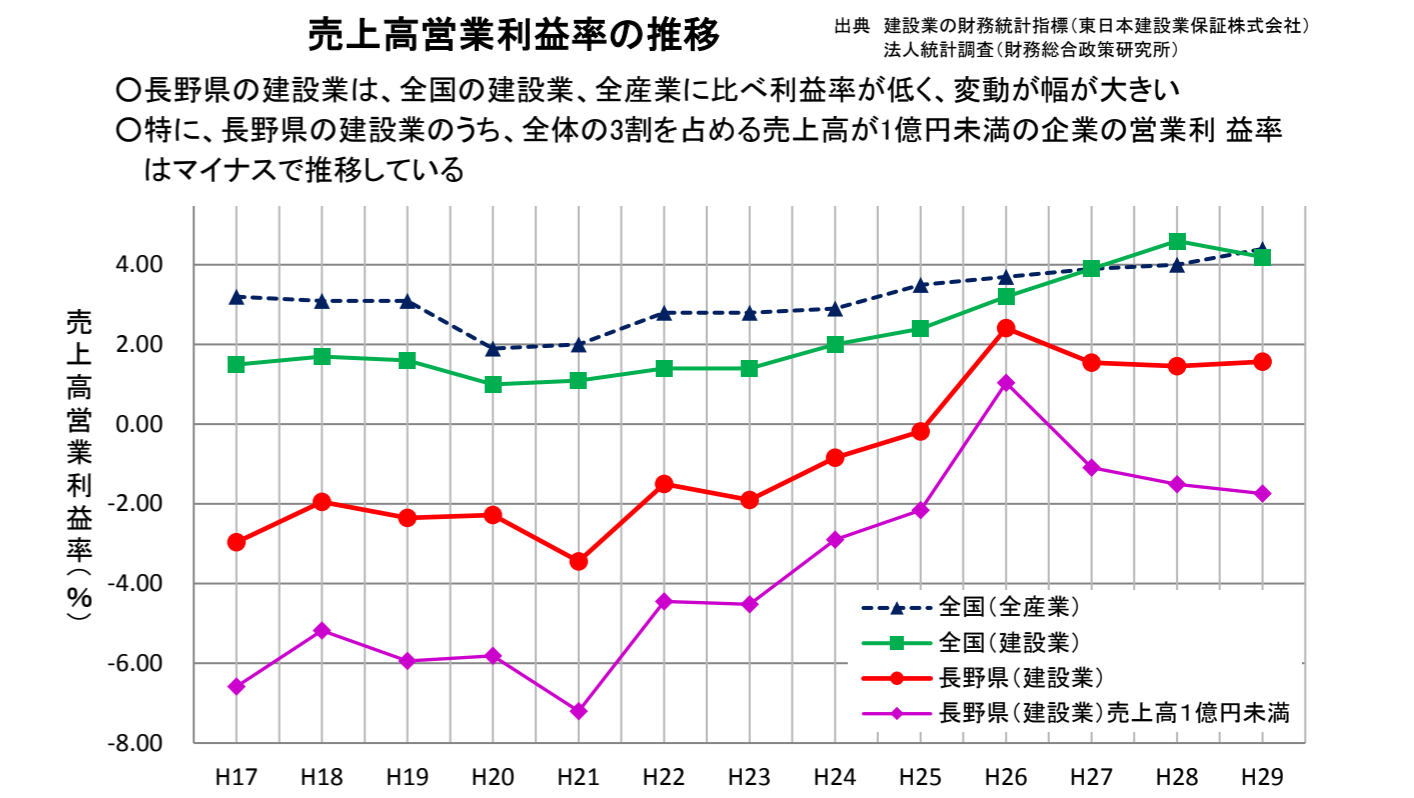
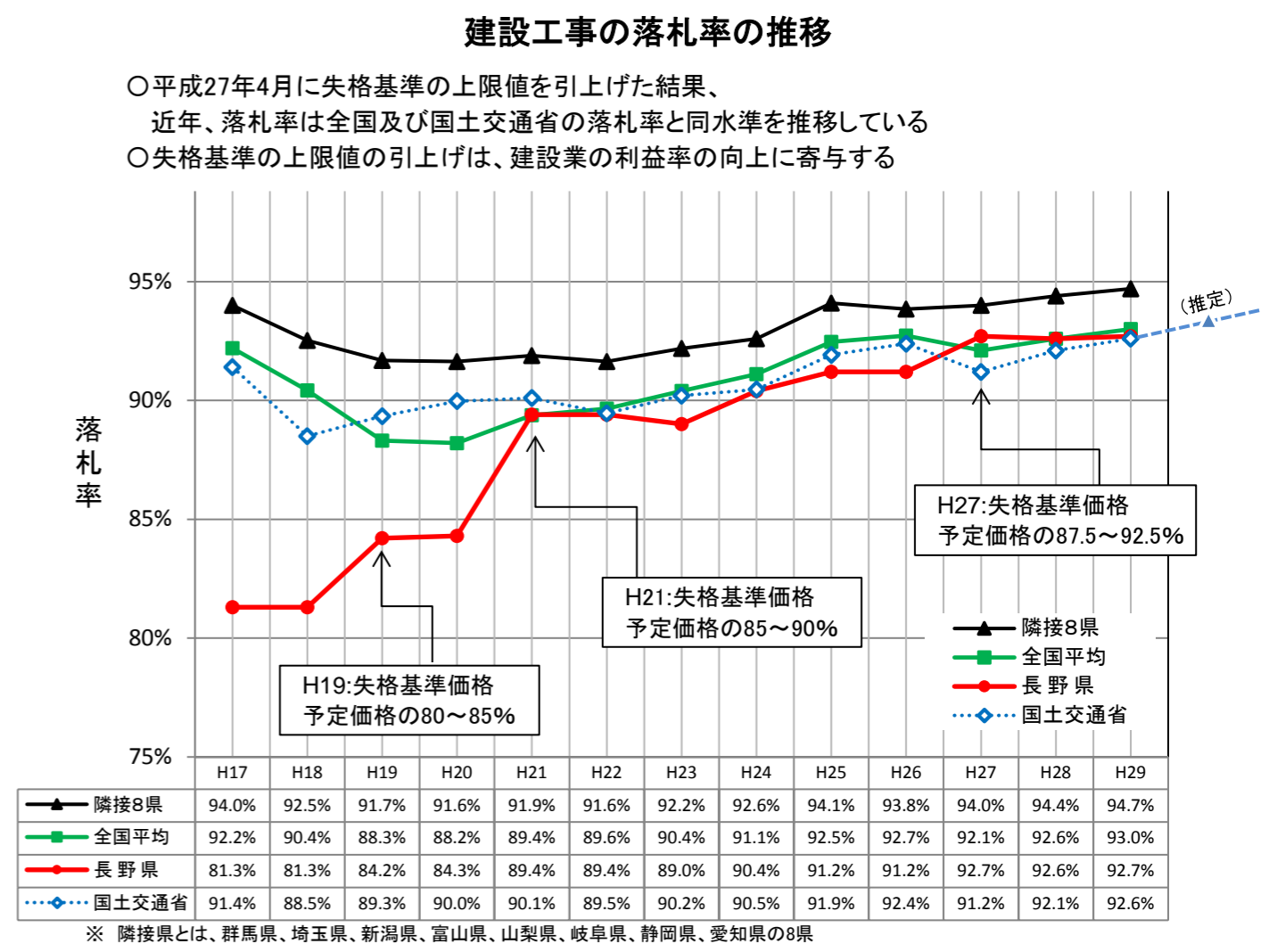
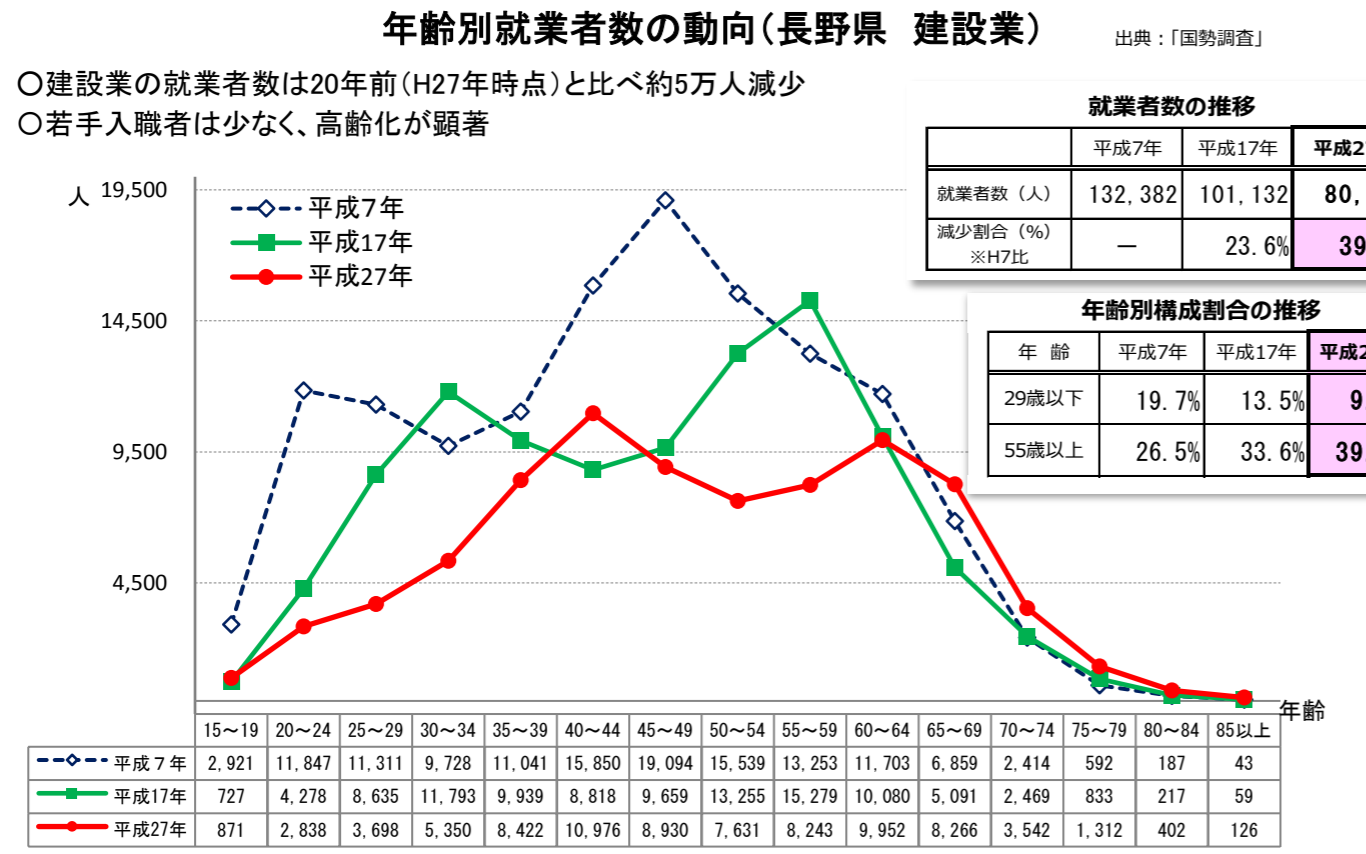


建設産業を取り巻く環境

- 建設投資の減少と受注高の減少等により企業の利益率が悪化し、若手入職者の減少、高齢化の進行により、現場の施工機能が低下している。
- インフラの地域維持や除雪、災害対応等により地域を支える建設企業が疲弊し、人材確保、技術の継承に大きな懸念を抱えている。

施策方針

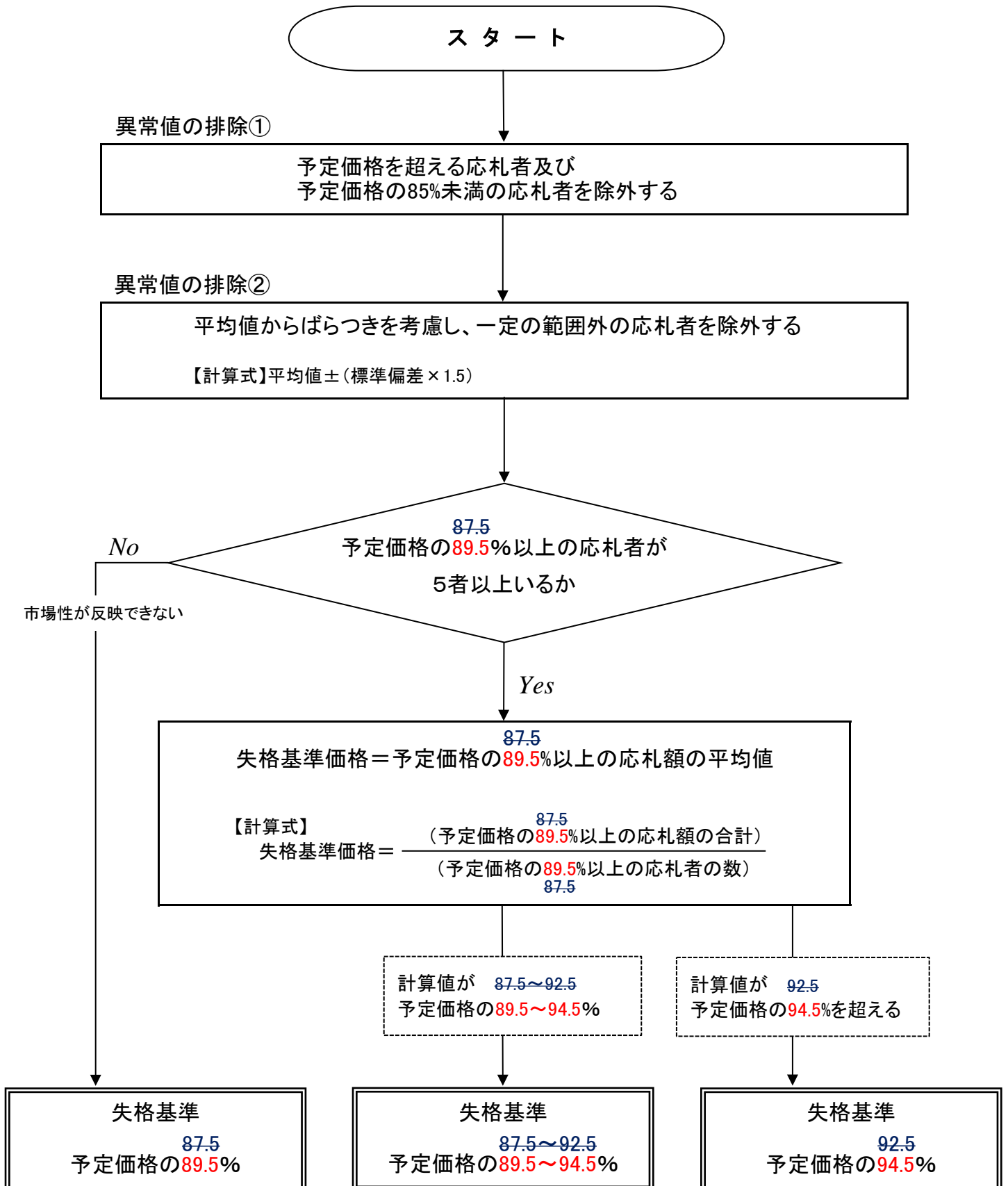
- ダンピング対策の強化により品質低下を防ぐとともに、「企業の適正な利潤を確保」、「適正な労働賃金の支払い」、「担い手の確保・育成」を支援する。
- 経営基盤の安定化とともに、「ICT活用工事、週休2日」の取組みを加速化させ、「生産性の向上」、「働き方改革」を強力に推進する。



建設工事の「失格基準価格」算定のフロー

【予定価格（税込）100万円を超え22億9千万円（WTO）未満】

2019.08.01適用



※フロー図内の「予定価格」は全て税抜。

建設工事における WTO 案件の 低入札価格調査基準の見直し

1. 経緯

- 国土交通省では、令和元年度より建設工事における低入札価格調査基準の範囲を「0.70～0.90」から「0.75～0.92」に引き上げる改正を実施。
- また、上記の改正に伴い、低入札価格調査対象工事における特別重点調査の実施対象等についても改正が行われている。
- 長野県では、平成 30 年度に調査基準の見直しに加え、調査基準価格未満の者に対する技術提案点の補正などの改正により、ダンピング対策を講じている。

2. 見直し内容

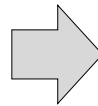
(1) 調査基準価格を予定価格の 92%相当額とする。(現行は 90%)

(2) 特別重点調査の実施対象(基準)の見直し

下記の表の左欄(A)～(D)に掲げる各費目のいずれか、またはその合計額(予定価格)が右欄に掲げる率を下回った場合に調査を実施する。

【現行】

直接工事費 (A)	75%
共通仮設費 (B)	70%
現場管理費 (C)	80%
一般管理費 (D)	30%
予定価格	75%



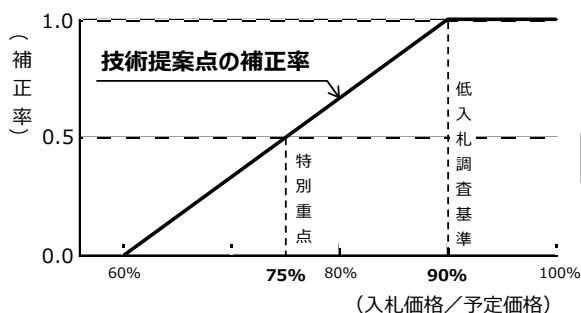
【改正】

直接工事費 (A)	90%
共通仮設費 (B)	80%
現場管理費 (C)	80%
一般管理費 (D)	30%
予定価格	85%

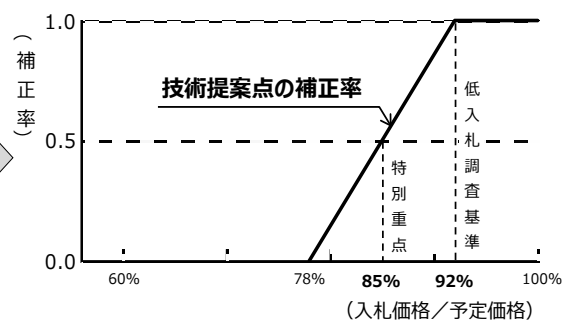
(3) 調査基準価格未満の技術提案点の補正率の見直し

上記の改正に伴い、「技術提案点の補正率」を改正

【現行】



【改正】



3. 実施時期

令和元年 8 月の公告案件から適用

建設工事における総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行

【取組番号 62】

1 現状と課題

建設企業は、地域のインフラの整備や維持管理はもとより、災害時の緊急対応等、地域の守り手として重要な役割を担っている。

しかし、今後、高齢者の退職や若手入職者の減少などによる深刻な担い手不足や、専門的技術の継承が困難となることが想定される。

このため、地元建設企業がその役割を担い続けることができるよう、地元企業の受注機会の拡大と技術力の維持・向上を図る必要がある。

2 試行内容

評価項目		評価点	
① 工事成績	(必須) 評価点 = 2点 × (工事成績点 - 65) / (最高工事成績点 - 65)	2.0	
② 地域貢献度	(必須) 過去5年間又は現年度に管内の災害復旧工事(県発注)の実績を有する者	1.0	
	(必須) 過去5年間又は現年度に管内の災害応急活動(県発注)の実績を有する者	1.0	
	(必須) 過去2年間又は現年度に県の小規模補修当番に登録(小規模維持補修工事等に関する施工体制確認型契約を含む)した者	1.0	
	(選択) 発注機関が定める地域貢献等の実績を有する者 例)除雪契約、地域の安心・安全の確保への活動など	0.5	
③ 災害時体制	(必須) 災害対応重機を保有する者 例)ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、大型ダンプ車等	0.5	
④ 地域精通度	(必須) 対象工事の近隣に本店を有する者 例)旧市町村、大字単位など市町村をさらに細分化した地域内	1.0	(最大) 1.0
	上記以外で対象工事と同一市町村に本店を有する者	0.5	
⑤ 配置技術者	(必須) 主任技術者に若手技術者(40歳未満)を配置する場合	0.25	
⑥ 施工体制	(必須) 長野県発注工事の手持ち工事量 (当初契約金額5,000万円以上の工事件数) × (-0.2点) (当初契約金額3,000万円以上5,000万円未満の工事件数) × (-0.1点)	-1.0~0.0	
価格以外の評価点		6.25~7.25	
価格点		92.75~93.75	
総合評価点		100	

3 対象工事

土木一式工事(予定価格 5,000 万円未満)、とび・土工・コンクリート工事(予定価格 3,000 万円未満)

4 試行開始

令和元年8月の公告案件から適用

製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」の状況

【取組番号20等】

平成31年4月1日に平成31・32年度（令和元・2年度）の製造の請負等3契約の入札参加資格の付与を行った。

今回の「信州企業評価項目」の加点状況は以下のとおり。

1 製造の請負等3契約の入札参加資格登録者数（H31.4.1現在）

区分	登録者数 (A)	前回(H29・30)資格更新時		
		登録者数 (B)	増減率 ((A-B)/B)	
契約の種類	製造の請負	343	340	0.9%
	うち県内本店	181	172	5.2%
	物件の買入れ	1,671	1,639	2.0%
	うち県内本店	941	935	0.6%
	その他の契約	1,897	1,797	5.6%
	うち県内本店	886	847	4.6%
H31・32(R1・2)入札参加資格登録者実数		2,544	2,448	3.9%
うち県内本店		1,326	1,289	2.9%

2 「信州企業評価項目」の加点状況（県内本店のみ対象）

県内本店事業者数： 1,326 者(a)

加点項目		加点	事業者数 (b)	割合 (b/a)	前回割合との比較 (ポイント)
品質確保	ISO9000シリーズ等の品質確保に関する認証	2	99	7.5%	△ 1.3
環境配慮	ISO14000シリーズの認証又はエコアクション21もしくは地域版環境プログラムの認証	2	132	10.0%	△ 0.4
障がい者等の雇用	法定雇用義務の達成又は法定雇用義務のない者が雇用	2	157	11.8%	△ 0.5
労働環境	女性活躍推進法の一般事業主行動計画(法定義務者を除く)	1	5	0.4%	0.0
	次世代育成支援対策推進法の計画策定かつ育児・介護休業法に基づく休暇等制度を就業規則に規定(法定義務者を除く)	1	66	5.0%	0.3
	社員の子育て応援宣言	1	172	13.0%	2.8
	育児・介護休業の取得実績、または職場いきいきアドバンスカンパニー認証	1	181	13.7%	△ 0.2
地域貢献	消防団協力事業所	2	129	9.7%	0.1

建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況

【取組番号 20 等】

令和元年5月1日に令和元・2年度の建設工事の入札参加資格と資格総合点数の付与を行った。

今回の新客観点数(長野県独自加点)の加点状況は以下のとおり。

1 建設工事等入札参加資格登録者数 (R元.5.1現在)

区分		登録者数 (A)	前回(H29・30) 登録者数(B)	増減率 (A-B)/B
契約 の 種 類	建設工事	3,016	3,109	△ 3.0%
	うち県内本店	2,364	2,432	△ 2.8%
	建設コンサルタント等	774	812	△ 4.7%
	うち県内本店	339	362	△ 6.4%

2 新客観点数の加点状況 (県内本店業者のみ)

県内本店業者数 : 2,364者 (a)

加点項目		加点 (上限)	事業者数 (b)	割合 (b/a)	前回割合 との比較 (ポイント)	
工事成績	工事成績点 ((平均点-65)*3.5)	123	640	27.1%	△ 1.5	
	優良技術者表彰等	30	135	5.7%	0.6	
技術力	民間資格	30	1,855	78.5%	0.3	
	入札参加停止	-15	5	0.2%	△ 0.2	
	新技術登録	10	12	0.5%	△ 0.1	
環境配慮	エコアクション21	10	106	4.5%	0.7	
	地域版環境プログラム		70	3.0%	0.2	
	産廃3R実践協定締結	10	139	5.9%	0.7	
労働環境	新卒者採用	5	317	13.4%	△ 1.9	
	新卒者採用(技術者)	10	233	9.9%	0.2	
	女性主任技術者雇用	5	451	19.1%	△ 1.1	
	労働安全衛生マネジメント (OHSAS、COHSMS、ISO)	15	32	1.4%	0.2	
	次世代法に基づく行動計画策定等	10	256	10.8%	1.1	
	育児・介護休業の取得	5	127	5.4%	△ 0.4	
	育児・介護休業の取得(男性)	5	13	0.5%	△ 0.2	
	社員の子育て応援宣言	3	429	18.1%	4.4	
	職場いきいきアドバンスカンパニー	7	29	1.2%	0.4	
	週休2日制	4週5休相当	3	203	8.6%	△ 0.0
		4週6休相当	5	615	26.0%	3.6
4週8休相当		10	125	5.3%	1.3	
	建設業労働災害防止協会での活動	10	697	29.5%	△ 0.0	
合併等	合併	50	2	0.1%	0.0	
地域貢献	消防団協力事業所	10	678	28.7%	1.7	
	消防団協力事業所(知事表彰)	5	38	1.6%	0.2	
	協力雇用主登録	3	117	4.9%	1.9	
労働福祉	障害者の法定雇用率達成	10	35	1.5%	△ 0.2	
	障害者の雇用		178	7.5%	0.3	

森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況

【取組番号 20 等】

令和元年 5 月 1 日に令和元・2 年度の森林整備業務の入札参加資格と資格総合点数の付与を行った。

資格総合点数は、客観的事項と新客観的事項の合計値であり、今回の新客観的事項の加点状況は以下のとおり。

1 森林整備業務の入札参加資格登録者数（R 元.5.1 現在）

区分	登録者数 (A)	前回 (H29.30) 登録者数 (B)	増減率 (A-B)/B
森林整備業務	208	228	△8.8%

2 新客観的事項の加点状況

加点項目		加点 (上限)	事業者数 (a)	割合 (a/A)	前回割合 との比較 (ポイント)	
経営基盤	林業労働力確保促進法による 認定事業体	20	70	33.7%	1.6	
直営能力	林業機械所有及びリース台数	30	100	48.1%	3.8	
労働福祉	退職金共済に加入	20	202	97.1%	0.2	
	技術者の新規雇用	5	97	46.6%	2.8	
労働安全	林災協に加入	20	84	40.4%	4.0	
	振動病特殊健康診断受診	20	81	38.9%	2.1	
労働災害	林業労災の人数	人数×-10	60	28.8%	△6.2	
		死亡は×-50	2	1.0%	0.5	
労働環境	週休 2 日制	4 週 5 休相当	3	39	18.8%	0.8
		4 週 6 休相当	5	77	37.0%	8.1
		4 週 8 休相当	10	27	13.0%	1.1
信用状態	入札参加停止	月数×-10	0	0.0%	△1.8	

今年度審議予定項目

◎ : 審議事項
 ■ : 取組の実施(試行を含む)

会計局 契約・検査課

資料6

効果 (行政 目的)	取組 番号	取組要旨	取組内容	R1 予定	R2以降	具体的内容
2-1	16	適切な失格基準価格の研究	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な失格基準価格を研究する。【入札方式】 ・建設工事における失格基準の見直し ・建設工事におけるWTO案件の低入札価格調査基準の見直し	◎		必要に応じ研究
2-1	18	最低制限価格制度、低入札価格調査制度の拡大検討	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する【入札方式】	■	■	庁舎等の清掃業務、警備業務で検討
2-1	19	最低制限価格制度の導入の検討	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】	■	■	H28から印刷業務で試行
2-2	27	サービスの質の向上、環境配慮などの取組を評価する総合評価落札方式の拡大検討	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(清掃業務において一部試行中)【入札方式】	■	■	H30総合評価落札方式適用ガイドライン策定
2-2	28	サービスの質の向上を図るため、契約期間を複数年とする対象業務の拡大の検討	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	■	■	庁舎等の清掃業務、警備業務で検討
3-1	37	雇用の安定を図るため、契約期間を複数年とする対象業務の拡大の検討	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	■	■	
3-2	42	県産品利用促進の入札方式等の検討	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	■	■	県産品認定制度と優先調達制度の試行を更に検討
3-2	43	信州リサイクル製品の利用促進の検討	県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】	■	■	県産品利用促進の中で実施
3-3	52	「建設会社における災害時の事業継続力認定」を評価する総合評価落札方式の実施	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	■	■	国の認定状況を見ながら検討
3-4	61	緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件の設定	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】	■	■	取組番号53の取組状況を見ながら検討
3-4	62	「地域精通度」を評価する総合評価落札方式の実施	建設工事において、事業者の「地域精通度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】 ・建設工事における総合評価落札方式(地域貢献等簡易型)の試行	◎		R1から試行
3-5	68	登録基幹技能者の配置を評価する総合評価落札方式の拡大	建設工事において、契約の内容に応じて、総合評価落札方式の評価項目で、対象とする登録基幹技能者の職種を拡大する。【入札方式】	■	■	
4-1	75	労働賃金の支払実態の検証と、適正な労働賃金支払を評価する総合評価落札方式の試行	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】	■	■	評価方法は引き続き検討
4-1	76	賃金実態調査の実施	清掃、警備、設備管理業務において、適正な賃金水準を検討するため、実態調査の実施を検討する。【その他】	■	■	R1も賃金実態調査を実施
4-1,2 等	71,74等	入札参加資格審査項目の検討	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(811に再掲)【参加資格】等	■	■	入札参加資格の登録等の状況